

函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第35号

函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

函館市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年函館市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「第14条第2項」を「第13条第2項または第22条第2項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第2項および第3項中「第14条第2項」を「第13条第2項または第22条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

第11条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、第12条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

第17条第8項中「第15条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第15条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。